

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年10月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年11月7日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年10月31日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鎌谷地区	三豊市農政部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 昼丹波地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 灰倉地区	〃